2025 年 1 月 31 日

関係各位

パナソニック ファシリティーズ株式会社

建設業法に基づく監督処分について

このたび弊社は、2021 年 8 月 31 日に「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した資格不正取得に関して、本日付で国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。弊社では本処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて以下の対応を実施させて頂きたく存じます。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令

【停止の対象となる営業の範囲】

静岡県、愛知県、岐阜県および三重県の区域内における造園工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

【期間】

2025 年 2 月 15 日～2025 年 3 月 1 日までの １５日間

２．処分期間中の対応について

１）全国、全業種における請負契約の締結及び、見積り、交渉等について停止します。

２）営業停止処分を厳格に遵守するため、１５日間の営業停止期間の他、処分日の本日より原則営業停止と致します。

３．既契約を解除できる旨の通知

建設業法 29 条の 3 第 5 項に基づき、本通知から 30 日以内において、契約済建設工事の請負契約を解除することが可能です。本件につきましては下記までお問い合わせ下さい。

４．本件に関わる問合せ先について

建設統括部　　上田（080-2408-2317）尾上（080-2537-9515）

本社　　　　　田中（080-2453-6227）

以上